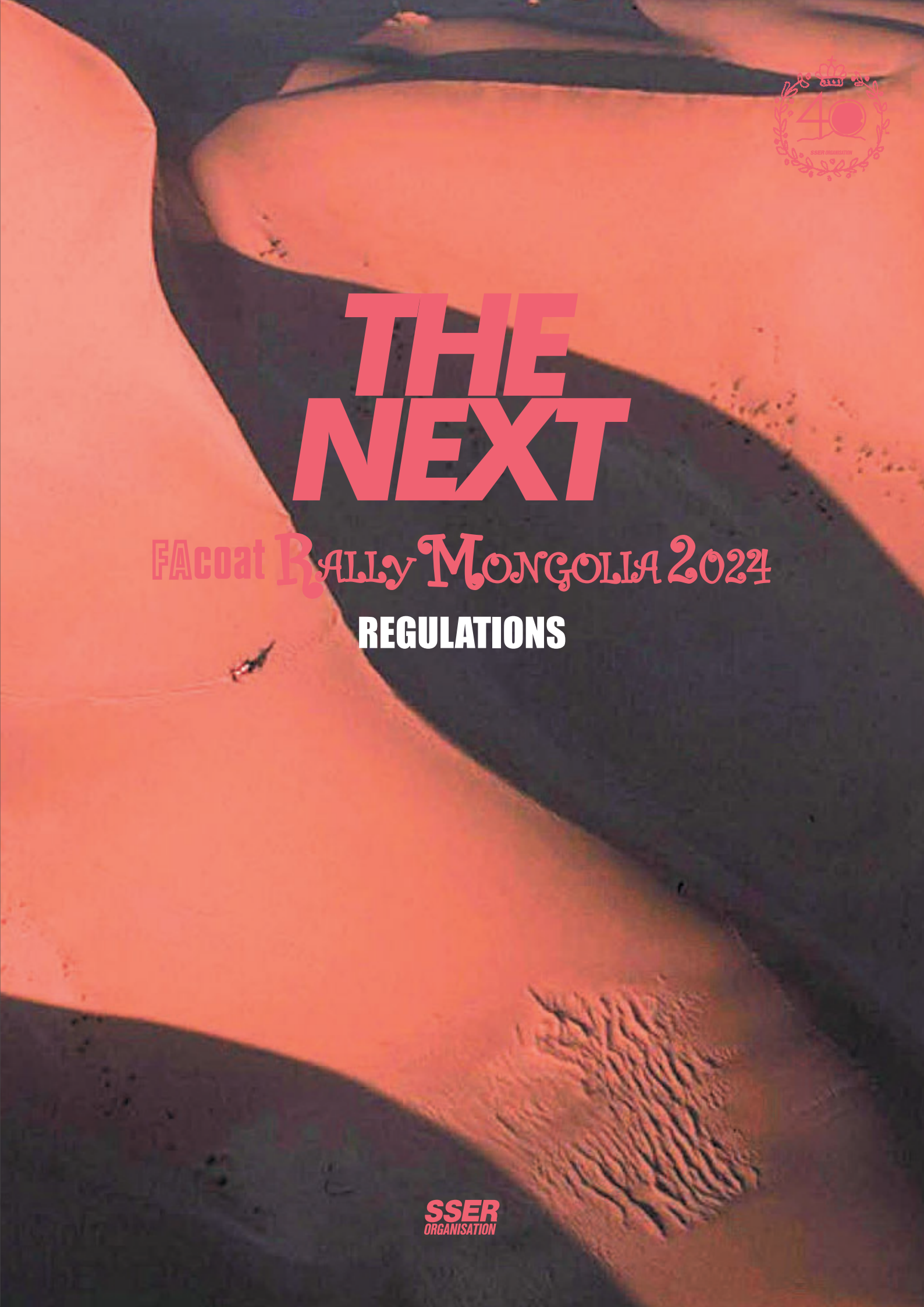

THE NEXT

FAcoat Rally Mongolia 2024

REGULATIONS

SSER ORGANISATION

CONTENTS

ART.1 DEFINITION OF THE EVENT/第1条 定義 1
ART.2 RULES/第2条 規則 2
ART.3 COMPETITOR/第3条 競技者 2
ART.4 GENERAL PROVISIONS FOR VEHICLES/第4条 参加車両の総合的注意事項 3
ART.5 ELIGIBLE CATEGORIES OF MACHINES/第5条 参加車両の分類 3
ART.6 ENTRIES/第6条 申し込み 4
ART.7 TECHNICAL AND ADMINISTRATIVE INSPECTIONS/第7条 行政･車両検査 5
ART.8 IDENTIFICATION DISPLAYSPACE/第8条 主催者の要求するスペースと表示 6
ART.9 ROUTE BOOK、TRAFFIC REGULATIONS/第9条 ルートブック、交通法規 7
ART.10 ASSISTANCE/第10条 アシスタンス 7
ART.11 MEDICAL SYSTEM/第11条 医療体制 8
ART.12 CHECK CARD/第12条 チェックカード 9
ART.13 CONTROL ZONE/第13条 コントロールゾーン 9
ART.14 TIME CONTROL/第14条 タイムコントロール 9
ART.15 PASSAGE CONTROL/第15条 パッセージコントロール 9
ART.16 ETAP(SPECIAL and LIAISON)/第16条 エタップ(スペシャルとリエゾン) 10
ART.17 BRIEFING/第17条 ブリーフィング 10
ART.18 REGROUPING/第18条 リグルーピング 10
ART.19 START/第19条 スタート 10
ART.20 PLACINGS/第20条 順位 11
ART.21 DISQUALIFICATION/第21条 失格 11
ART.22 PROTESTS/第22条 抗議 11
ART.23 SAFETY/第23条 安全 11
ART.24 RESPONSIBILITY FOR HELPING OTHERS/第24条 人道的な救援 11
ART.25 PICTURE COVERAGE/第25条 肖像権 11
ART.26 RESOLUTION OF CONFLICTS/第26条 紛争の解決 11
ART.27 ENVIRONMENT/第27条 環境 12
ART.28 PENALTIES/第28条 ペナルティ 12
Control Flag Information 13
TECHNICAL REGULATIONS AUTOMOBILE 14
TECHNICAL REGULATIONS MOTORCYCLE 14

ART.1　DEFINITION OF THE EVENT/第1条 定義

1･1　PREAMBLE/前文

SSER ORGANISATION は 2024 年 8 月 11 日より 2024 年 8 月 17 日の 7 日間にわたり 4000km までの距離で FAcoat RALLY MONGOLIA 2024 INTERNATIONAL CROSS COUNTRY RALLY を開催する。この大会は全ての行程においてモンゴル国で行われる。一般情報として告知される距離は概略であり、ルートの詳細は公式通知またはルートマップの配布によってのみ発表される。

1･2　SPIRIT OF THE EVENT/精神

この大会に参加する全ての関係者は強い自立の精神を持つ者である。自然環境は美しいが極めて厳しく、行程は困難を伴う。真のスポーツマン精神に満ちた正しい資質を持つ者であることが強く求められる。又、参加するにあたっては相当のリスクがあることを自覚しなければならない。また要求されるのは、この大会が国際平和、友好親善を目標としていることを認識することである。ラリー開催地で生活を営む人々に最大限の敬意を持って接することは当然である。
本大会はルートの計画、調査、試走段階及び大会期間中の全ての部分にわたって環境に関する専門員が同行し合同作業において進められている。参加者は主催者からの注意事項の説明に留意し、安全と環境保全の為に最大限の努力を払わなければならない。

1･3　OFFICIAL NOTICE/公示

1･3･1　AUTHORIZED NAME OF THE EVENT/大会正式名称

FAcoat RALLY MONGOLIA 2024 INTERNATIONAL CROSS COUNTRY RALLY

FAcoat ラリーモンゴリア 2024 インターナショナルクロスカントリーラリー

1･3･2　ORGANIZERS

SSER ORGANISATION　Chairman YAMADA Tetsu
1992-4 Minamikata, Toon, Ehime, 791-0301 Japan
Tel +81･89･960･6905 / Fax +81･89･960･6906
E-Mail support@sser.org

1･4　OFFICE/事務局

SSER ORGANISATION　愛媛県東温市南方1992-4　〒791-0301
Tel 089･960･6905 / Fax 089･960･6906
E-Mail support@sser.org

TOKYO OFFICE
JAPAN RACING MANAGEMENT
東京都渋谷区恵比寿2-29-6　〒150-0013
Tel 03･3440･5581 / Fax 03･3440･5583

MONGOLIA
MONGOLIA AUTO MOTO FEDERATION

1･5　SCHEDULE/日程

プレ･エントリーCASE1 締め切り	2023 年 12 月 25 日
プレ･エントリーCASE2 締め切り	2024 年 2 月 26 日
本レギュレーション関係書類発送	2024 年 2 月 26 日
プレ･エントリーCASE3 締め切り	2024 年 4 月 25 日
最終エントリー（書類提出日）	2024 年 5 月 15 日
エントリー･フィー(最終支払日)	2024 年 5 月 15 日
日本国内車検･船積手続（松山）	2024 年 5 月下旬から 6 月初め

＊この日程は、税関業務などの都合で変更することがある。

車検 1 日目　ウランバートル（海外からの参加者のため）	8 月 9 日	10：00〜19：00
車検 2 日目　ウランバートル	8 月 10 日	10：00〜16：00
総合ブリーフィング　ウランバートル	8 月 10 日	17：00〜
ETAP-1　　ウランバートル　スタート	8 月 11 日	8：00 スタート　400km
ETAP-2	8 月 12 日	560km
ETAP-3	8 月 13 日	560km
ETAP-4	8 月 14 日	560km
ETAP-5	8 月 15 日	560km
ETAP-6	8 月 16 日	560km
ETAP-7　　ウランバートル　ゴール	8 月 17 日	400km
表彰式典・閉会式	8 月 18 日	17:00〜

ART.2　RULES/第2条 規則

FAcoat RALLY MONGOLIA 2024はFIA, FIMのクロスカントリーラリーに関するルールに準拠し、SSER ORGANISATIONのこの大会のみの本規則によって管理される。

ART.3　COMPETITOR/第3条 競技者

3･1　CONDITIONS FOR ENTRY/競技者の条件

A. 18歳以上であること。性別、国籍を問わない。競技車両を運転するのに有効な国際運転免許証 (2024年8月31日まで有効なもの) を所持していなければならない。

B. 主催者はその理由を明示せずに競技者の参加を拒否する権利を有する。

C. いかなる競技者も競技中に他の競技車両の運転を交替すれば失格となる。同様に他のどんな競技者が他の競技車両を移動のために使用しても失格となる。競技役員を除く全ての関係者が支援の為に上記の行為をなしたる場合は、支援を受けた競技者が失格となる。
例外：ビバーク地のニュートラルな状況(チェックカードが発行されていない時)で登録されたメカニックによる運転はこれを例外とする。

D. 全ての競技者は、本大会の持つリスクを充分に理解した上でエントリーしなければならない。主催者は競技参加者がこの大会に関わって受けた身体的・精神的障害や車両・携行品損害に対する責務、刑罰を負わないことを全ての競技参加者、関係者は固く承認する。

3･2　COMPETITORS AND PARTICIPANTS/競技者と参加者

参加者とは競技者、取材の為の参加者、チーム関係者、メカニック、スポンサーとしての参加等を総称し、競技者とはその中でゼッケンを交付され競技に参加している者を言う。

3･3　PRIZES FOR RIDERS/ライダーによる賞典(モーターサイクル部門のみ)

これらのクラスの賞典は総合、クラス別、カテゴリー別と重複して準備される。

LADIES CLASS ： 全ての女性ライダーが該当する賞

3･4　PRIZES FOR DRIVERS/ドライバーによる賞典(オート部門のみ)

これらのクラスの賞典は総合、 クラス別、 カテゴリー別と重複して準備される。

LADIES CLASS ： 全ての女性ドライバーが該当する賞(コ・ドライバーとしてエントリーした場合は除外される)

3･5　TEAM-CLASS/チームの賞典

正式に登録されたチームとしての総合的な評価に基づく賞であって、これはモーターサイクル部門、オート部門の枠を越えて設定される。

3･6　PRIZES FOR other/その他の賞典

これらの賞典は、モーターサイクル部門、オート部門の枠を超えて、主催者より送られる。

PRIZES FOR Fighting-Spirit　： 敢闘賞

Lanterne Rouge/永山竜叶賞 ： 競技者中の最終完走者に贈られる。

ART.4　GENERAL PROVISIONS FOR VEHICLES/第4条 参加車両の総合的注意事項

4･1　NOTES/一般的注意

参加しようとする車両は原則としてFIA、FIMのそれぞれの車両規定で認められた以外の改造を行ってはならない。なおかつ安全装備の項目で定められた装備を用意したもののみが出場できる。

4･2　DATE OF MANUFACTURE AND REGISTRATION/生産日及び登録

参加しようとする車両は生産されている国において2024年5月15日までに生産された車両でなければならない。4･3の例外を除けば車両の登録名義人が参加者･競技者本人でなければならない。従ってオート部門に於いては乗員のうちの1名がその所有者でなければならない。しかしながら登録されていない車両であっても出場することができ、この場合は競技者がその処置に関する明確な決定権を保持していなければならない。

4･3　EXCEPTIONS OF VEHICLE　OWNERSHIP/車両名義人の例外

4･2の例外として参加者･競技者が報道関係者又はそれに類する立場の者であって、生産者及び輸入業者より一定の目的をもって車両貸与を受けている場合は、生産者又は輸入業者の代表者名による貸与証明書、誓約書を各1通提出しなければならない。参加するチームが商業登記されている法人で参加車両がその法人所有の場合は、その法人代表者名の貸与証明書、誓約書を各1通提出し、その法人名がチームとして正式に出場登録されていることが必要である。以上の項目を満たしたものに4･2の例外が認められる。

4･4　EXPORT/IMPORT OBLIGATION FOR VEHICLES AND EQUIPMENT/車両及び装備品の輸出入義務

ラリー参加の為に日本又は参加者の国より一時輸出された全ての車両と装備品は、一時輸入時のリストと完全に合致され全てモンゴル国から持ち出さなければならない。次の理由を除いて放棄･処分･譲渡をしてはならない。

A) 火災による焼失
B) 谷底への転落、砂丘の谷の中等の実質的回収不能
C) 盗難などの不可抗力

これらは全て参加者の責任で警察によって証明されなければならない。参加者が放棄した車両及び装備を主催者は捜索･回収することはない。これが確実に証明されなかった場合、当局が請求する関税は参加者がこれを負担する。

4･5　FUEL AND ENGINE OIL/燃料とエンジンオイル

燃料及びエンジンオイルは原則として行程中のガソリンスタンドなどで参加者が用意する。それが困難な地域では主催者側が用意し、そのインフォメーションは事前に行う。ガソリン及び軽油はロシア製である。主催者は燃料の品質の確保に努めるが、その品質によって起きた問題について、その責を免れる。

4･6　REFUELING POINTS AND MAXIMUM　DISTANCE OF CRUISING/給油地点と最大航続距離

毎日のゴール地点(ビバーク地点)付近に、ガソリンスタンドが無い場合は、給油の為にタンクローリーが用意される。

4･6･1

全ての参加車両の最大航続距離は280km+10%以上でなければならない。ガス欠の為に競技続行が不能となるのは競技者の責任である。

4･7　環境保全

大会期間を通じて主催者及び参加者はいかなる一切のゴミ投棄を行ってはならない。ランチパックのゴミはビバークまで持ち帰り、翌日のランチパックと交換する。配布される水のペットボトルにはレースナンバーが記される、したがって投棄された場合はそのナンバーの競技者に一定のペナルティが課せられる。オイル交換等で発生した廃油は大会本部の回収用ドラム缶に投缶する。この重要な規定の守れない者は失格になる。またこの件に関する抗議は受け付けない。

ART.5　ELIGIBLE CATEGORIES OF MACHINES/第5条 参加車両の分類

5･1　MOTORCYCLE CLASS/モーターサイクル部門

5･1･1　参加しようとするモーターサイクルは以下のグループとする。

Group1 PRODUCTION (市販車無改造)	Group1-1	0～250ccのモーターサイクル
	Group1-2	251～450ccのモーターサイクル
	Group1-3	451cc～のモーターサイクル
Group2 SUPER PRODUCTION (市販車改造)	Group2-1	0～250ccのモーターサイクル
	Group2-2	251～450ccのモーターサイクル
	Group2-3	451cc～のモーターサイクル
Group3 EXPERIMENTAL	Group3-1	クワドなど
	Group3-2	サイドカー

5･2　AUTO CLASS/オート部門

5･2･1　参加しようとするオート･カミオンは以下の5クラスとする。

Ⅰ　ナショナルクラス　・・・・・・　FIAのホモロゲーションに準じない車両すべて
Ⅱ　プロダクションクラス　・・・・・・　FIAのプロダクション部門に準じるもの
Ⅲ　Jimnyクラス　・・・・・・・　プロダクションで排気量1,500cc未満、全長3,600mm未満の車両
Ⅳ　SSVクラス　・・・・・・・　Side-by-Side (SSV)
Ⅴ　カミオンクラス　・・・・・・・・　FIAのカミオン部門に準じるもの

※SSV(Side-by-Side)CLASS / SSV(サイド･バイ･サイド･ビークル)部門
4輪車のうち、並列複座の座席を備え、ステアリングとアクセル/ブレーキペダルで操作し、車体の枠構造がロールゲージを兼ねている小型の車両をSSVクラスとする。（旧SXS部門）

5･2･2　車両の改造に関するテクニカル･レギュレーションはFIA、FIMの規則書による。

ART.6　ENTRIES/第6条　申し込み

6･1　ENTRY/申し込み
エントリーはエントリーフォーム及び全ての書類を完全なものにし、2024年5月15日までに完了させなければならない。

6･2　ENTRY FEES/エントリー･フィー
エントリー費は次の通りである。MOTO･AUTOを問わず1名当りのエントリー費である。

6･2･1　PERSONAL FEE/パーソナル･フィー
どのような参加形態でも1名あたりにかかる参加料で、手続きのタイミングに応じてプレ･エントリー費はケース1からケース3に区分されている。プレ･エントリー費と最終エントリー費の2回に分けて支払う。

1名に付き	CASE 1	CASE 2	CASE 3
2023年12月25日まで	¥298,000	-	-
2024年 2月26日まで	-	¥398,000	-
2024年 4月25日まで	-	-	¥498,000
2024年 5月15日まで	¥500,000	¥500,000	¥500,000
TOTAL	¥798,000	¥898,000	¥998,000

○ **チームマネージャー･メカニックなど競技関係者のエントリー費は400,000円のパーソナル･フィーのみが必要。**
移動は車両。1日あたりの移動約7時間を予定。また別にヘリのシートが予約確保できる。ヘリのシートは限りがあるため先着順とする。ヘリシート追加料金650,000円、1日あたりの移動時間約2時間。
サポートカー登録も可能、モンゴルで車両(四駆自動車)を用意し（運転手付き、ガソリン代込み）メカニックは2名まで乗車できる1台の料金は400,000円、通訳が必要な場合は別途費用が発生する。

6･2･2　VEHICLE FEE/ビークル･フィー
参加車両によって区分される。最終エントリー時（2024年5月15日）までに支払う。

モーターサイクル 400cc未満の車両	¥430,000
モーターサイクル 400cc超1000cc未満の車両	¥480,000
モーターサイクル 1000cc超の車両	¥530,000
モーターサイクルカテゴリーにあってクワドなど 2輪4輪またはそれに相当する3輪ATVなど	¥1.150,000
オート･SSV 全長3600mm未満の車両	¥1.150,000
オート･SSV 全長3600mm以上の車両	¥1,750,000
車両総重量が3.5tを越えるもの	別途相談

6･2･3　PERSONAL FEE (パーソナル･フィー)に含まれるもの
競技登録費、競技中（2024年8月11日昼食から8月17日昼食まで）の必要と思われるカロリーを満たした飲食物の供給、水の補給、競技中の安全管理、医療サポート、モンゴルの運転免許証の申請等の手続きほか主催者の用意した人的アシスタンスサービス、表彰式典などの参加費(食事含む)。

6･2･4　VEHICLE FEE (ビークル・フィー)に含まれるもの

車両の競技登録費用、日本からの往復輸送通関費、モンゴルの車両登録費用

6･2･5　エントリー費に含まれないもの

日本と現地の往復の航空運賃、ウランバートル市内のホテル、競技期間外の食事、一定量を超える貨物輸送費用、持込オイル・食糧の関税、リタイア後の費用、海外旅行傷害保険、ビザ取得費用、ガソリンスタンドでの給油費用。

6･3　ENTRY AND ITS FEES/エントリーとエントリー費

エントリーする者は必ずプレ・エントリーの手続きを完全にしていなければならない。エントリー費は、プレ・エントリー費との差額を、そうでない者はエントリー費の全額を2024年 5月15日までに下記の口座へ振り込まなければならない。

振込み先銀行　愛媛銀行 久米支店 普通預金 **3311632**
SSER 代表 山田徹（エスエスイーアール ダイヒョウ ヤマダテツ）

エントリー費がクレジットカードでお支払いできます。SSERのショッピングサイト SSER MALL にてお支払いください。

6･4　REJECTION AND CANCELLATION OF ENTRY/エントリーの拒否と取り消し

エントリーの取り消し、払い戻しの請求は論議を避けるために配達証明付き郵便に限る。
プレ・エントリー費は、2024年2月26日以前であれば手数料5%を引き全額返還する。2月26日～5月15日の間であれば30%。
全額払い込んだ後のエントリー取り消しによるエントリー費の返還は以下の通りである。
2024年5月15日 日本時間正午以前に取り消せば全額の30%を払い戻す。
2024年5月15日 以降の払い戻しは受け付けない。
行政検査・車両検査時(2024年8月10日)に車両又は書類の不備があったために参加を取り消された者へのエントリー費の払い戻しはない。

6･5　競技者及び競技車両の変更

A) 参加申込が正式に受理された後のドライバー及びライダーの変更は疾病、ケガ等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技審査委員会の承認を得なければならない。
B) 参加申込が正式に受理された後の競技車両の変更は、車両に故障、破損等でやむを得ない事情がある場合とし、通関にかかる詳細は主催者に承認を得、競技審査委員会の承認を得なければならない。

ART.7　TECHNICAL AND ADMINISTRATIVE INSPECTIONS/第7条 行政・車両検査

7･1　ADMINISTRATIVE INSPECTIONS/行政検査

行政検査・車両検査は2024年8月10日にウランバートル市にて行われる。検査の場所・時刻の詳細は公式通知書によって指定される。この時刻に遅れた場合ペナルティが与えられる。行政検査の間、全ての競技者はナビゲーションの知識及び緊急時の対応についてのテストを受けなければならない。

A)　全ての参加者は、公式競技会に先立って行われる行政検査のために指定された場所に出頭しなければならない。
B) 全ての参加者は、7･3で求められた書類を提出した上で更に以下の必要書類を検査時に提出しなければならない。
(1)公式通知書
(2)パスポート（有効期間が2025年2月末日まで必要）
(3)国際運転免許証（2024年8月31日まで有効なもの）

7･2　TECHNICAL INSPECTIONS/車両検査

公式車検は2024年8月10日にウランバートル市で行われる。参加者の行政検査とは別に車両検査を実施するものとする。その際、当該車両は出走可能な状態でなければならない。車両検査は車両と装備品の検査が含まれる。モーターサイクル部門では更に服装の検査がある。全ての競技者はヘルメットを提示しなければならない。車両検査中、本大会の規則書に適さない車両を発見した場合、参加を拒否される。この場合、エントリー費の払い戻しはない。大会期間中、又はウランバートルにゴール時も同様の検査に適合する状態でない車両は審査委員会の調査の後、裁定が下される。

7･3　RESPONSIBILITIES TO ADMINISTRATION/行政上の責任・義務

全ての参加者は行政検査に必要な以下の書類を本エントリーの最終締切までに可及的速やかに提出しなければならない。

A)　健康管理届・誓約書　各1通
B)　少なくとも2025年2月末日まで有効なパスポートのコピーを1通

C) 競技車を運転するのに有効な国内運転免許証のカラーコピーを1通

D) 国際運転免許証 （2024年8月31日まで有効なもの） 本通

E) 輸送のための誓約書、委任状 各1通

F) 車検証、登録証、抹消登録証のいずれかの本通
*輸出入の車両通関はATAカルネを使用する。したがって、登録の有無は問わないが必ず持ち帰ることが条件となる。

G) 車両及びダッフルバック内容物リスト
＊カルネ、国際ナンバープレート取得の必要はない。

7･4 REGULATIONS FOR CLOTHING AND EQUIPMENT/装備品規定

A) **2014 年 1 月 1 日**以降に生産されたヘルメットで SNELL 2000 以上の規格または JIS 規格適合品
*但し「用途（125cm3 未満の旨）」表示品は使用できない。または ECE22-05/DOT/MFJ 公認を取得しているもの。また上記を満たしていても大きな損傷のあるものは使用できない。ヘルメットには競技者名･血液型を英文で記入しなければならない。モーターサイクル部門ではフルフェイスタイプのヘルメットが義務づけられる。

B) モーターサイクル部門では、充分なプロテクション効果を持った脊椎パット。肩、鎖骨、胸部、及び腹部のパットが義務づけられる。
樹脂など硬 質素材による保護であること。腹部は一般的にいうウエストベルトでも構わない。オートでは自由。

C) ヘルメットリムーバー、ネックブレイスの使用が義務付けられる。
これは転倒時に頚椎への損傷を未然に防ぐものであり、ヘルメットリムーバーは医師やオフィシャルスタッフが緊急のためにヘルメットを取り外す際に、首への負担を回避するためのものである。ヘルメットに内蔵されている場合は免除される。ネックブレイスは、一定の性能が保障されたものでなければならない。

D) シュラフ
E) サイリウム（ケミカル発光棒） 2本
F) 懐中電灯 2ケ（ヘッドランプタイプ×1、マグライトタイプ×1）
G) モーターサイクル部門では充分な性能でケース状になったマップケース

H) メディカルキット(競技者1人に対して)

目薬、鎮痛剤、2種類の下痢止め、抗生物質(錠剤に限る)、包帯、絆創膏、リップクリーム、ビタミンC剤、塩化ナトリウム、消毒薬

I)サバイバルキット(車両1台に対して)

マグネチックコンパス、アルミシーツ(2m×1m以上)1人当たり1枚、砂漠では1人当たり3㍑、その他では1.5㍑の水、常に1人当たり2000kcalの非常食、タイダウンベルト2本(モーターサイクル部門)、充分なサイズと長さ(最低8m)のケン引ロープ2本(オート部門)

J) 通信設備
緊急の通信のための衛星携帯電話(イリジウム衛星携帯電話)の所持を義務づける。
GPS衛星発信器(SPOT等) の所持を、この大会に初出場する参加者及び、主催者が指定する参加者に義務付ける。

K)映像記録装置
事故発生時の状況記録の為、車載型のドライビングレコーダー(Driving Recorder)及び、ヘルメットなどに取り付けるウェアラブルカメラ（wearable camera）の使用を推奨する。

ART.8 IDENTIFICATION DISPLAY SPACE/第8条 主催者の要求するスペースと表示

8･1 主催者は次のスペースをゼッケン、IDステッカー及び主催者のスポンサーの為に空けておくことを要求する。
モーターサイクル部門にあってはフロントカウル、左右のサイドカバー上それぞれ左右330mm×150mm以上のスペース。
※振り分けバッグ等を使用する場合は、バッグにゼッケン貼付用のプレート（樹脂）を左右共に取り付ける事。
※サイドゼッケンは、必ず車体後部サイドカバー部で、ライダーにより確認が阻害されない位置に貼付する。シェラウドやタンク等に貼付する事は禁止される。
オート部門にあっては、左右ドア部分にそれぞれ500mm×500mm。

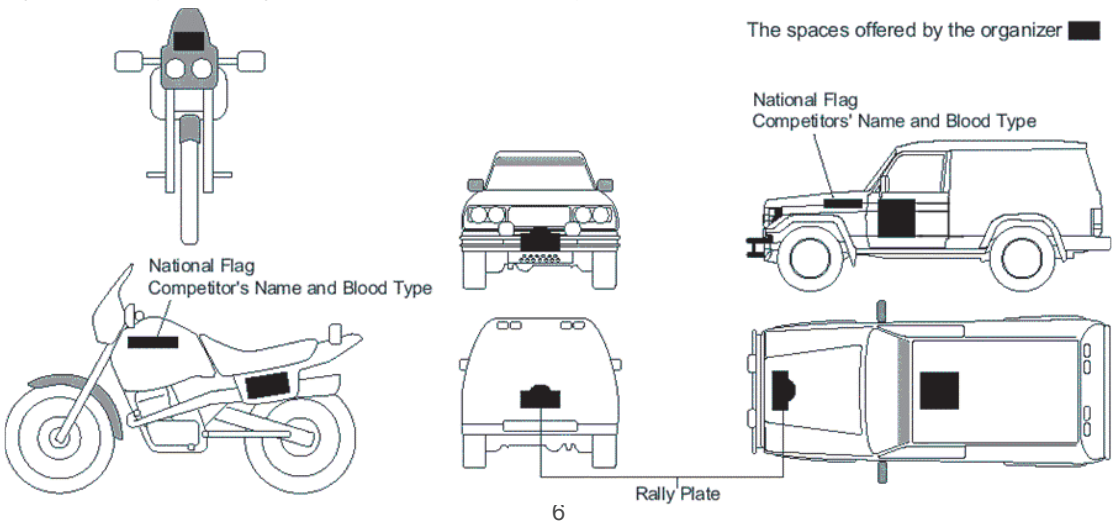

8･2
モーターサイクル部門においては競技者のジャケット部前後に布製のゼッケンを取り付けなければならない。これは約25cm×25cmで、1名の競技者に2枚当たり配布される。従ってザックを背負う場合は、その後部へ取り付けなければならない。

8･3　OBLIGATORY DISPLAY OF NATIONAL FLAGS AND COMPETITOR'S NAMES/国旗と競技者名の表示義務
全ての競技者は国旗、競技者名、血液型を車両に表示しなければならない。オート部門にあってはフロントフェンダートップ又はフロントドア上部のそれぞれ左右、モーターサイクル部門ではフロントカウル又はタンク上部のそれぞれ左右、それぞれボディカラーとは対照的な色ですばやく判断可能な状態でなければならない。

8･4　DISPLAY OF ID SHEET/IDシートの表示
全ての参加者は常に ID カードを携行していなければならない。これは行政検査終了後より大会閉会式の終了時まで必要である。

ART.9　ROUTE BOOK、TRAFFIC REGULATIONS/第9条 ルートブック、交通法規

9･1
全ての競技者にルートの描かれたルートブックが与えられる。これに記載された事項は厳重に守らなければならない。これに従わなければ失格となる(オンコースを走ることが要求される)。記載は主に日本語であり一部に英文が併記される。距離表記単位はkm法であり、少数点以下2桁(10m単位)までである。ルートブックはA5サイズ（148mm×210mm）、これは綴じられた状態で支給される。2024年8月10日ウランバートルの総合ブリーフィングまでに支給される。
ルートを逸脱した場合、ミスコースと認められる場合は3時間のペナルティ。ショートカット等、故意と認められた場合、失格となる。

9･2　全ての競技区間は右側通行である。

9･3　全ての走行中に前照灯は点灯していなければならない。

9･4　**GPSログの提出**
主催者はゴール時に参加選手のGPSのログを提出させるために臨時のパルクフェルメを実施する。上位ゴールの者及び任意の車両をパルクフェルメに侵入させ、その日の走行のログを提出を求める。走行のログを管理するのは参加者の責任であり、使用するGPSを事前に主催者に登録する。決められたルートを走行するということは競技の公平性を守るためのスポーツマンシップにかかわる重大なことであり、その走行結果を示すのは原則として参加者が責任を負う。

ART.10　ASSISTANCE/第10条 アシスタンス

10･1　DEFINITION/定義
アシスタンスとは競技者が競技を続行するために様々な助力を受けることであり、本大会の精神からも、これらはある一定の制限を設けられるのは当然のことである。不正なアシスタンスを計画したり、行ったりする行為は著しくスポーツマンシップをけがす行為であり、本大会からは完全に除外される。

10･2　DEFINITION OF TEAM/チームの定義
チームとは3名以上の競技者を有し、車両のグラフィック、スポンサー、ウエア等に同一性を持つものでなければならない。又、**チームのスタッフは原則としてそのチームの競技参加者数を上回ってはならない。**

10･3　LIMIT TO ASSISTANCE/アシスタンスの制限
主催者の用意したアシスタンスの他は競技者として競技続行中の者から受けることは可能である。あらかじめ用意されていないことを条件に地元の住民からのアシストは許される。全てのビバークでは主催者の中心点の車両より見渡せる範囲に居なければならない。メカニックとして登録を受けている者からは技術的なアシストは認められる。
メカニックによる技術的なサポートは、ビバーク以外では受けることが禁止される。
リタイア者からの助力は一切これを受けてはならない。リタイア車両からの部品等を含めた援助は行うことができない。
登録されてない車両及び、その関係と疑われる人物はビバークの主催者のテントより、半径5km以内に近づくことは出来ない。これが守れない参加者は、直ちに失格となる。

10･4　ASSISTANCE PREPARED BY THE ORGANIZER/主催者の用意したアシスタンス

A) モーターサイクル部門のタイヤ輸送
モーターサイクル部門では、1人のライダーは4本までのタイヤを無償で持込みすることができる。ルートの状況等によりサービスカミオンの到着が遅れる又は不着のビバークが予想される為に事前の情報に注意が必要である。4本のタイヤにはタイヤの組まれたホイールを1名につき2ケを含む。

B) モーターサイクル部門のダッフルバッグ輸送
モーターサイクル部門の出場者はSSERより支給されるダッフルバッグに限りサービスカミオンに預け入れることができる。これには厳しい重量制限がある。常に30kg以内でなければならない。内容物は防水対策を強くすすめる。又ダンボールやハードケースは禁止する。天候などさまざまな状況によりサービス用のカミオン「X-1」は到着が著しく遅れる又は不着が予想される。この為に、事前の情報に注意が必要である。

C) オート部門のダッフルバッグとタイヤ輸送(カミオン部門は除く)
オート部門の競技者はコンプリートとなったタイヤ/ホイールを1台あたり2本までサービスカミオンに預け入れることができる。3本以上の輸送は1本につき輸送経費20,000円が必要である。天候などさまざまな状況によりサービス用のカミオン「X-1」は到着が著しく遅れる又は不着が予想される。この為に、事前の情報に注意が必要である。
SSERより支給されるダッフルバッグに限りサービスカミオンに預け入れることができる。これには厳しい重量制限がある。常に30kg以内でなければならない。内容物は防水対策を強くすすめる。又ダンボールやハードケースは禁止する。輸送車両への積み降ろしは競技者が行う。

D) メカニック又はチームマネージャー部門のダッフルバッグ輸送
メカニック又はチームマネージャー部門の参加者はダッフルバッグ(H450mm×W400mm×L900mm以内)をサービスカミオンに預け入れることができる。これには厳しい重量制限がある。常に30kg以内でなければならない。このダッフルバッグは丈夫なものでなければならず、内容物は防水対策を強くすすめる。又ダンボールやハードケースは禁止する。輸送車両への積み降ろしは参加者が行う。
アシスタンス登録の者は、ヘリコプターまたは4×4に持ち込めるものは1名につき10kg以内の手荷物でなければならない。バッグの荷物は本人が携行し、移動するヘリまたは車両へ積み込まなければならない。

E) サービスカミオンの最低限の装備
コンプレッサー、溶接機

10･5　AIR ASSISTANCE/エアアシスタンス
ヘリコプターで移動できるメカニック又はチームマネージャーを登録することができる。技術的なアシスタンスが出来るがパーツ等は輸送してはならない。ヘリコプターに持ち込めるものは1名につき10kg以内の手荷物のみ、それを超えるものはサービスカミオンに預け入れる。(ダッフルバッグで30kgまで)全ては申し込み先着受付順にて締め切られる。チームマネージャーはチームを代表し主催者に正式に抗議、質問等をする権利を有する。チームマネージャーはプレスを兼ねることはできない。

10･6　ASSISTANCE OFFERED BY THE ORGANIZER OFFICIALS/主催者側競技役員からのアシスタンス
主催者側競技役員は競技者及び競技車両に決められた場所で決められたアシスタンス(ART10･4)をする場合及び緊急を要する場合以外、一切の助力を与えてはならない。正式にリタイア届を受理した後であれば援助活動を行うことができる。これは取材参加者も同様である。

10･7　UNFAIR ASSISTANCE/不正なアシスタンス
あらゆる車両、モーターサイクル、ヘリコプターによる大会前、大会中の先行、併走、追走または違うルートを通っての走行は厳しく禁止される。アシスタンスの事実が無くともこの行為は不正なアシスタンスと認定せざるを得ない。リタイア車両、リタイア者による行為も同様である。

ART.11　MEDICAL SYSTEM/第11条 医療体制

11･1　MEDICAL SYSTEM/医療体制
主催者は以下の医療体制を整える。
1) メディカルカー　･･･1台　医療機器を装備した医師1名が各エタップの出発地点より中盤及び後方をフォロー
2) ヘリコプター　･･･1機　医師1名又は2名が監視用機器と共に搭乗

11･2　EMERGENCY TRANSPORTATION/緊急移送
主催者は緊急を要する重傷者を最短距離にある設備の整った救急病院へ緊急移送をする。この大会の緊急医療チームは日本人医師2名、モンゴル人医師2名の計4名で構成される。医師の専門分野の内訳(内科医1名、外科医1名、脳外科医1名、麻酔医1名)である。これらの医療チームのメンバーの構成はラリーの最終的な規模により増減することがある。緊急の必要が無い負傷者はラリー中の大会本部、又はウランバートル本部へ収容する。主催者の緊急移送の責任範囲はウランバートルにある契約先の救急病院までとする。

11･3　MEDICAL CHECK/メディカルチェック

A) 主催者は行政検査日にメディカルチェックを実施する。全ての競技者はメディカルチェックに出頭し、医師団長による競技参加承認を得なければならない。

B) 全てのエタップで午前0時を過ぎて到着した競技者は次のエタップの各自のスタートまでにメディカルセクションに出頭し、メディカルチェックを受け医師団長による競技続行承認を得なければならない。

C) 競技長あるいは医師団長は、必要と認めた場合いつでも競技者のメディカルチェックを行うことができる。

ART.12　CHECK CARD/第12条 チェックカード

12･1
毎朝のスタート時にあらかじめスタート時刻の記入されたチェックカードを渡す。サイズはA5サイズ(148mm×210mm)樹脂系の紙で出来ている。保管方法は自由であるが、保管及び記入されたタイムが判読可能な状態を保つのは参加者の責任である。

12･2
チェックカードは役員の許可なく修正や変更をした場合、失格となる。

12･3
競技者は各タイムコントロール又はパッセージコントロールでチェックカードを提示しなければならない。その日のエタップの終了するタイムコントロールでチェックカードは回収される。

12･4
競技者はチェックカードに書かれた全てのタイムコントロール又はパッセージコントロールで記入又はスタンプを受ける。記入されていなかったり、スタンプがなかった時は失格になるまでペナルティが課せられる。

12･5
チェックカードを紛失した場合は最低でも30分以上のペナルティが与えられる。

ART.13　CONTROL ZONE/第13条 コントロールゾーン

全てのコントロールゾーンの始まりと終わりはフラッグによる合図で知らされる。

13･1
コントロールゾーンの始まりはイエローのフラッグが使用される。これはチェックポイントの25～100m手前に掲示される。チェックポイントの位置はレッドフラッグが使用される。コントロールゾーンの終了点は25m離れた位置でベージュに黒い3本の斜線が入ったフラッグで示される。コントロールゾーンは原則として100m+100mであるが、コントロールのタイプや地形的な理由で増減され、最短で25mまで短縮される。

13･2
ルートブックに記された以外の方向からコントロールゾーンに進入することは厳しく禁止される。すでにチェックカードに記入されているのに再度同じコントロールゾーンへどちらの方向からでも進入することは禁止される。1度目の違反は1時間のペナルティ、2度目は失格となる。

13･3
コントロールゾーン内は完全に競技役員によって支配されている。この中ではゼッケン、スポンサーの広告ステッカー、ライト類の汚れを拭く以外、車両の整備を禁止する。休息も同様である。従わない場合は失格になるまでペナルティを課す。

ART.14　TIME CONTROL/第14条 タイムコントロール

14･1
スペシャルの始まりにあるタイムコントロールで競技者はレッドフラッグで示されたタイムコントロールのラインを越えた後、チェック員にチェックカードを提出しなければならない。そこではスペシャルをスタートする予定時刻が記入される。
時刻の記入を受けた後に、スペシャルのスタート位置フラッグマークへ進まなければならない。スタートタイムに遅れた場合はペナルティの対象となる。

ART.15　PASSAGE CONTROL/第15条 パッセージコントロール

15･1
競技者がルートブックに記されたルートを確実に通っているか、またエタップ内での位置をチェックするためにパッセージコントロールが用意される。このパッセージコントロールの正確な位置はエタップのスタート前に発表される。パッセージコントロールの不通過は次のペナルティが与えられる。
　〇パッセージコントロール　不通過　‥‥　2時間

パッセージコントロールの設置数はエタップの状況によって増減する。パッセージコントロールに加えて1つのスペシャルのある部分がキャンセルされた場合、スペシャルが区別して成立されるようにチェック員は時間の計測も実施する。

15･2
ルートが同じビバーク地に帰るループコースの場合、そのエタップのCP不通過は15･1に加え、そのエタップの最大時間の150%のタイムに加算される。

ART.16　ETAP(SPECIAL and LIAISON)/第16条 エタップ(スペシャルとリエゾン)

16･1　SPECIAL/スペシャル
スペシャル及びリエゾンのスタート指定タイムは厳重に守らなければならない。これに遅れると60分未満は分単位のペナルティ、60分以上では失格となる。
スペシャルと違うルートを通った競技者及び故意にスペシャルをキャンセルした競技者は失格とする。
スタートの違反(フライング)は1分のペナルティ、スタートの順位が守られない場合は5分のペナルティが課せられる。スペシャルのフィニッシュはエンジンによってマシンが自力で動いている状態でなければならない。
スペシャルのフィニッシュはタイムコントロールが行われる。

A) 黄色地にフラッグマークのフラッグ(ゾーンの始まり)
B) 100m離れて赤色地にフラッグマークのフラッグ(計測地点)
C) 100～300m離れて2つ目の赤色地にSTOPのマークのフラッグ(STOP)
D) 25m離れてベージュに3本斜線のフラッグ(ゾーンの終わり)

黄色のフラッグと赤いストップサインの間(A～Cの間)は停止してはならない。
赤色のストップのフラッグとベージュに3本斜線のサイン(C～Dの間)で停止しなければならない。ここで責任あるチェック･オフィシャルによって、チェックカードにタイムが記入される(時･分･秒)。このあとリエゾンが続く場合はスペシャルのフィニッシュタイムが同時にリエゾンのスタートタイムとして扱われる。

16･2　TIME CHECK AT THE SPECIAL/スペシャルの計時
スペシャルは秒計時区間とし、各タイムコントロールの計時を秒単位とし、秒未満を切り捨てる。

16･3　LIAISONリエゾン
このセクションは定められた時間(タイムアロウド)で走行しなければならない。その時間はそのエリアの交通状況に応じたアベレージスピードで決定される。このセクションでは到着に1分遅れるごとに1分間のペナルティが課せられる。

16･4　TIME CHECK AT LIAISON/リエゾンの計時
リエゾンは分計時区間とし、各タイムコントロールの計時を分単位とし、秒以下を切り捨てる。

ART.17　BRIEFING/第17条 ブリーフィング

A) 競技長はそのエタップの1番車のスタートの少なくとも1時間前までに競技審査委員会の出席を得てブリーフィングを開催する。ブリーフィングは各エタップのスタート前にあっては大会本部テント前にて行われる。全ての参加者は必ず出席しなければならないが、オート部門にあっては1名のドライバーでも構わない。

B) ブリーフィングに出席しなかった為の参加者の不利益に関しては全く抗議の対象とならない。

C) 競技長は必要に応じ随時ブリーフィングを開催することができるが、この場合は大会本部掲示板にて告知される。

ART.18　REGROUPING/第18条 リグルーピング

砂嵐が発生した場合、又はコースの突然の激変で前進が不可能となった場合など安全の為にタイムコントロールを伴った再集合を行い、そのエタップはコンボイで移動することとなる。

ART.19　START/第19条 スタート

19･1　全てのスタートはコントロールゾーンの中において行われる。(ART.13参照)

19･2　各エタップの1番車のスタートは事前に配布されるタイミングチャートに記載され、変更があった場合は、前日夜遅くとも午前0時までに掲出される。

19･3　全てのスタートは主催者の管理下において行われる。主催者の合図無くしてスタートラインを越える行為は厳しく禁止される。又、スタートは自らのエンジンによって得られる推進力で行われなければならない。総合スタートはエントリーゼッケン順、その他のエタップのスタートは前日までの総合順又は主催者の指示によって行われる。

19･4　そのエタップをスタートしようとする者は、そのエタップの各部門の1番車のスタートまでにエタップのゴール及びチェックカードの提出を終えていなければ失格となる。

ART.20　PLACINGS/第20条 順位

総合順位はスペシャルのタイムに様々な状況でのペナルティを加えて計算される。
競技者はタイムの少ない順にランクされる。
同タイムで終了した場合は、1日目のスペシャルのタイムで審査され、それでも同タイムの場合は2日目、3日目の順で決定される。
暫定順位は午前0時までにビバークで掲示される。

ART.21　DISQUALIFICATION/第21条 失格

失格を喫した者は、参加者としての権利は保全されるが、競技者としての資格は失う。

ART.22　PROTESTS/第22条 抗議

抗議は国際スポーツ規則にそって行わなければならない。また、抗議は文書で時刻を記載し、モーターサイクル部門では抗議料100USD、オート部門では抗議料300USDを添えて提出すること。
抗議の対象となった競技者は審査委員会の審査を受けなければならない。それ以外の抗議は審査委員会の決定をもって掲示又は口頭にて通知される。抗議料はその抗議内容が認められた場合を除き返還されない。

ART.23　SAFETY/第23条 安全

23･1
リタイアする競技者は衛星携帯電話を使ってすみやかにその日のエタップの終わりまでにその旨を主催者に届け出なければならない。もしリタイアするときにいかなる理由であっても主催者へ報告せず、所在地が知らされなかったために特別捜索が行われた場合に、競技者はその費用を支払う義務がある。リタイアした競技者はルート上のいかなる場所においても主催者の飛行機で運ばれることはない。リタイアした競技者は、自らの責任においてウランバートル市へ向かわなければならない。

23･2　ROUTE CLOSE/ルートクローズ
主催者の最終車両(カミオンバレイ)が最後方から進行し、ルートをクローズする。ルートがクローズされた後、競技者はルート上にとどまる事は出来ない。モーターサイクル部門にあっては、カミオンバレイに遭遇した競技者は一定の時間でリタイアとなり、この車両に乗らなければならない。この時競技車両も同時に回収されるが、この時以外主催者による回収が行われることはない。カミオンバレイにより競技者、車両はその日のビバークまで運ばれる。
オート部門にあっては、カミオンバレイに遭遇した競技者は一定の時間でこの車両に乗らなければならない。車両は状況に応じて可能な限り回収する。主催者は回収できなかった事に対して責任を負わない。カミオンバレイにより競技者は、その日のビバークまで運ばれる。
全ての部門において、カミオンバレイへの乗り込みを拒否した競技者はチェックカード裏面の誓約書にサインをしなければならない。乗り込みを拒否した競技者は全ての権利を失い、拒否した結果に関して主催者は一切関与しない。

ART.24　RESPONSIBILITY FOR HELPING OTHERS/第24条 人道的な救援

救済が必要な負傷者を発見した場合、後続の競技者は停止をしなければならない。他の車両に知らせ、可能な限りすみやかに主催者に知らせなければならない。しかし、その理由でエタップが遅れてしまった場合は、そのタイムが差し引かれることはないが、状況に応じ審査委員会にて勘案され裁定される。

ART.25　PICTURE COVERAGE/第25条 肖像権

本大会の告知. 広報はすべて主催者の権限であり、参加者の肖像の使用権は主催者にある。また対価の有無を問わず参加者はSNSなどを利用し、他者の肖像を使用し映像・画像を発信するには主催者の許諾が必要である。同時に競技中の位置情報及びルートに関する情報の公開も同様である。これに違反した者にはART27と同等のペナルティを課す。

ART.26　RESOLUTION OF CONFLICTS/第26条 紛争の解決

26･1　このイベントの全てに関する訴訟については、主催者の本拠地(都道府県)における裁判所に提起するものとする。
26･2　この規則書に規定のない事項については、日本国の法令に準拠する。

ART.27　ENVIRONMENT/第27条　環境

大会期間を通じて主催者及び参加者はいかなる一切のゴミ投棄を行ってはならない。ランチパックのゴミはビバークまで持ち帰り、翌日のランチパックと交換する。配布される水のペットボトルにはレースナンバーが記される、したがって投棄された場合はそのナンバーの競技者に一定のペナルティが課せられる。投棄された場合は 1 度目は罰金 200USD、2 回目で失格。オイル交換等で発生した廃油は大会本部の回収用ドラム缶に投缶する。この重要な規定の守れない者は失格になる。またこの件に関する抗議は受け付けない。

ART.28　PENALTIES/第 28 条 ペナルティ

ペナルティの種類	ARTICLE NO.	スタートの停止 (最大60分まで) 60分を超えると失格	タイムペナルティ又は罰金	失格
参加者の身分証明に関する反則･競技者の不正な交替	ART.3･1	.....	.....	×
不正な参加者、およびアシスタンス。ビバークへの接近など。	**ART.10･3**	**.....**		**×**
車検員の質問に対する回答の拒否や車両提示の拒否	ART.7･2	.....	.....	×
メディカルキットの不所持	ART.7･4	×		
水の不所持	ART.7･4	×		
義務づけられた安全装備品の不備	ART.7･4	×		
主催者の義務づけた広告及びゼッケンプレートの拒否又は不履行 1回目 2回目	ART.8	....	エントリー･フィーの 半額の罰金	×
ライダーのボディゼッケン又は車両のゼッケンの故意による欠落 1回目 2回目	ART.8	....	エントリー･フィーの 10%の罰金	×
ルートブックに示されたルートを通らない	ART.9･1	.....	3hr.	×
スタート時に前照灯が点灯しない	ART.9･3	×		
競技に参加していない者や失格者によるパーツ輸送やアシスト	ART.10･3	.....	.....	×
ビバークにおいて参加者以外からアシストを受けた	ART.10･3	.....	2hr.	×
スポーツマンらしくない行為	FIA/FIMスポーツ ｺｰﾄﾞ参照	.....	.....	×
チェックカードの偽造	ART.12･2	.....	.....	×
チェックカードの紛失	ART.12･5	.....	30min.	
コントロールゾーンへの進入方向違反 1回目 2回目	ART.13･2		1hr.	×
同じコントロールゾーンへ2度の進入 1回目 2回目	ART.13･2		1hr.	×
コントロールゾーン内でオフィシャルの指示に背く行為	ART.13･3	.....	2hr.	
コントロールゾーン内での追い越し等、減速不履行	ART.13･6	.....	1hr.	
タイムコントロールへ進入する際に自らのエンジンの力で前進していない(けん引、押している等)	ART.13･6	.....	.....	×
コントロールゾーン内を自らのエンジンで前進できない場合	ART.13･6 ART.19･3	× ×		
パッセージコントロール不通過	ART.15･1	.....	2hr.	
ループコースのPC不通過	ART.15･2		最大時間の150%.	
スペシャル及びリエゾンのスタート指定タイムへの遅れ	ART.16･1	×	1分につき1min	
スタート違反(フライング)	ART.16･1	.....	1min.	
スタート順位に従わない	ART.16･1	.....	5min.	
リエゾンでの遅れ	ART.16･3	.....	1分につき1min.	
エタップの各部門の1番車のスタートまでにゴール及びチェックカードの提出を終えていない	ART.19･4	.....	.....	×

Control Flag Information

TIME CONTROL(TC) AND SS START スペシャルのスタート地点のコントロールゾーンにおけるフラッグ

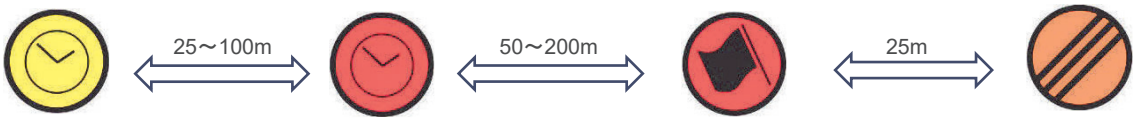

Control Zone Beginning
コントロールゾーンのはじまり
イエローフラッグ

Marking of check card
チェックカードを提示・記入

Marking of the starting time on check card
スタートタイムをチェックカードに記入
スタート地点

End of Control Zone
コントロールゾーンの終わり

END OF SS スペシャルのゴール地点のコントロールゾーンにおけるフラッグ

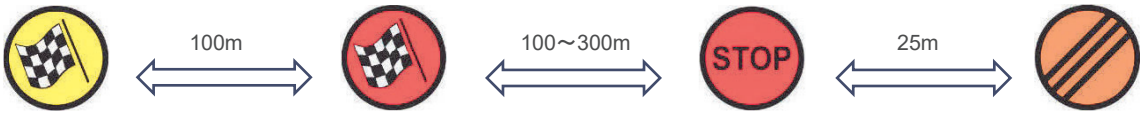

Control Zone Beginning
コントロールゾーンのはじまり
イエローフラッグ

End of special timing line WITHOUT STOPPING
スペシャルの終了点
計測点
ストップしてはならない

STOP ストップ
Marking of the finish time on check card
チェックカードを提出
フィニッシュタイムを記載する

End of Control Zone
コントロールゾーンの終わり

PASSAGE CONTROL パッセージコントロールのコントロールゾーンにおけるフラッグ

Control Zone Beginning
コントロールゾーンのはじまり
イエローフラッグ

Making Stop
スタンプを受ける為にストップ

End of Control Zone
コントロールゾーンの終わり

TECHNICAL REGULATIONS
AUTOMOBILE

AUTO 部門のテクニカルレギュレーションは、FIA と同様であり掲載はしていないが、若干の緩和検査基準を設けている。要点は 6 ポイント以上のスチール製で継ぎ目のない状態、曲げに関しての曲率は 100° を限界としそれを下らないこと、または十分に補強が検討されているロールゲージの装着、4 点式のシートベルトの装着および取り付けのアイボルトの確実な固定。室内に乗員に向かう突起物の撤去または十分な保護。自動消火器の装着やサーキットブレイカーの装備は省略しても良い。またタイヤがボディより露出しているタイプのマシンのフェンダーの取り付けは、FIA を参考にすること。またスペアタイアはホイールが装着された 2 本(SSV は 1 本)を積載すること。補助的に燃料を運ぶ容器は、安全タンクのほかは金属製の従来ガソリンを運搬することを目的としたもののみ許される。またその設置方法や固定方法は確実であること。純正装着の燃料タンク以外で燃料を積載する場合、手動式の消火器 AFFF 2.4 リットル以上又は FX G-TEC、Viro3、粉末消火剤 2.0kg 以上の装備が必要。安全タンクを搭載した場合、原則としてアールズタイプの燃料ホースのフィキシングが求められる。やむなくホースバンドを使用する場合は必ず金属製の被膜を用い接続部 1 箇所につき 2 個の金属製バンドで固定しなければならない。また燃料配管が走行時に他のものと触れ合わないための固定が必要。また車内にバッテリーを積載する場合は、燃料配管やサスペンションのリザーバータンクと確実に隔離されていること。また金属製の隔壁を設置しなければならない。
AUTO 部門車両（SSV クラスを含む）にマッドガードの取り付けが必要である。

TECHNICAL REGULATIONS
MOTORCYCLE

ART.1 DEFINITION OF ELIGIBLE MOTOCYCLES/ モーターサイクルの定義

1･1
本大会に参加するモーターサイクルは、FIMのTechnical Rulesに準拠した本大会が特別に定めるGroup1.2.3に該当するものに限定され、本テクニカルレギュレーションが遵守されていなければならない。

Group1：Production	市販車無改造で後輪駆動2輪のモーターサイクル
Group2：Super Production	市販車で改造された後輪駆動2輪のモーターサイクル
Group3：Experimental	試験的に製造されたもののほか、クワドやATVまたはサイドカーで、 次の1･2項を満たすものであること。

1･2
本大会に出場が認められるモーターサイクルは、それぞれの国内において登録されている車両か、抹消登録または登録が準備されているもの。譲渡書や輸入通関に必要な書類が用意できる車両とする。Group3であってもこの件は同様である。

ART.2 HOMOLOGATION/ホモロゲーション

2･1
Group1の参加車両は、ホモロゲーションの提出が義務付けられるが、次の条件を満たしていれば提出の必要はない。
年間200台以上生産される量産車で、製造メーカーによって販売されているもの。製造メーカーが作成する商業用カタログに掲載されているもので自由に入手できるものであること。カタログが存在していて提出できるものであればホモロゲーションシートの提出の必要はない。

2･2
Group2の参加車両およびGroup3の参加車両は、生産台数を問わず、またカタログの提出等の必要もない。※Group2のカタログの提出免除は本大会のみに限定する。

ART.3 DEFINITION OF A FRAME/フレームの定義
マシン前方に位置する操舵装置とエンジン、 ギアボックス及びリアサスペンションの全てを常につなぐ構造体をフレームという。 (図-1参照)

ART.4 GENERAL SPECIFICATIONS/基本的仕様

クラスに関係なく参加するモーターサイクルは以下の仕様を満たさなければならない。(図-2参照)

4･1 STARTING DEVICES /スターター装置

正常に作動するスターター装置を装備しなければならない。

4･2 OPEN TRANSMISSION GUARDS / スプロケットカバー

カウンターシャフトスプロケットカバーは装備していなければならない。

4･3 EXHAUST PIPES /エキゾーストパイプ

騒音に関する規定を満たす性能を持ったサイレンサー、エキゾーストパイプを常に装備すること。排気ガスはエキゾーストシステムの最後端から排出されなければならない。

4･3･1

エキゾーストパイプの後端は、モーターサイクルの軸線に対し最低30mmは水平で平行でなければならない。(許容公差±10°)

4･3･2

フレームの一部をエキゾーストパイプの一部として使用してはならない。

4･3･3

エキゾーストパイプの後端はリアタイヤの垂直接線より後部に出てはならない。

4･4 HANDLEBARS /ハンドルバー

4･4･1

ハンドルバーの長さは600mm以上850mm以下とする。

4･4･2

ハンドルバーの端部は金属以外の固体物質又はゴムでカバーされていなければならない。

4･4･3

ハンドルを左右に最大にきったときにライダーの指を挟まないようにタンクとハンドルグリップ、レバーとの間に最低30mmの間隔ができるようにステアリングダンパー以外のストッパーを取り付けなければならない。

4･4･4

ハンドルバークランプはハンドルバーが折れやすい所ができないよう丸みをつけなければならない。

4･4･5

ハンドプロテクターを取り付ける場合、それは非粉砕材質でなければならず、かつ手を入れるところが常に開放されていなければならない。

4･4･6

軽合金ハンドルバーの溶接による補修は禁止する。

4･4･7

ハンドルバーグリップは長さ150mmを越えてはならない。又グリップはハンドルバーの先端に取り付けなければならない。

4･5 CONTROL LEVERS /コントロールレバー

4･5･1

全てのハンドルレバー類(クラッチ、ブレーキ等)は原則としてボールエンドの形状でなければならない(ボールの直径は最低16mm)。このボールを平らにすることも認められるがいかなる場合においても端部は丸くなければならない。又、平らにした所の厚さは最低14mmなければならない。レバーの先端はレバーと一体の構造で固定されていなければならない。

4･5･2

どのコントロールレバーもそれぞれの独立したピボットにマウントされていなければならない。

4･5･3

ブレーキレバーがフットレストの軸に取り付けられている場合、フットレストが曲がり壊れる様な状況でもブレーキは機能しなければならない。

4･5･4

ピボット点からレバー先端(ボールの先端)までは200mmを越えてはならない。

4･6 THROTTLE CONTROLS /スロットルコントロール

スロットルコントロールは手を放せば自動的に元の位置に戻らなければならない。

4･7 FOOTRESTS/フットレスト

4･7･1

フットレストは折り畳み式でも良いがその場合、 自動的に通常の状態にもどる構造でなければならない。また先端は、 最低半径8mmの一体構造のプロテクションがあること。

4･7･2

フットレストが折り畳み式でなく、 かつゴムのカバーがない場合、 その先端は最低半径8mmの球状であること。

4･8 BRAKES/ブレーキ

それぞれのホイールに中心を同じとする独立して作動する有効なブレーキが装備されなければならない。

4･9 MUDGUARDS/マッドガード(フェンダー)

モーターサイクルはマッドガードを装備しなければならない。

4･9･1

マッドガードはタイヤの両サイドに張り出していなければならない。

4･9･2

フロントマッドガードはタイヤの周囲を最低100°にわたってカバーしていること。 フロントマッドガードの前方先端とホイールの中心を結ぶ線及びホイールの中心を通る水平線でできる角度は前方にあっては45°から60°の間で後方にあっては20°以内でなければならない。

4･9･3

リアマッドガードはタイヤの周囲を最低120°にわたってカバーしていなければならない。

4･10 ENGINE /エンジン

エンジンは一般のガソリンスタンドで手に入れることのできるガソリンで機能しなければならない。

4･11 LIGHTING AND WARNING EQUIPMENT/灯火及び安全装置

4･11･1

走行中、 常時点灯することのできる前照灯と、テールランプを装備すること。
後部に充分なリフレクターを装備すること。

4･11･2

ブレーキを使用した際に5倍の照度となるブレーキ灯を装備すること。

4･11･3

ホーンを最低1個は装備すること。

4･11･4

エンジンを止めるキルスイッチをハンドルバーに取り付けること。

4･11･5

バックミラーを取り付けること。（左右両方に取り付けることが望ましい。最低、左側には取り付けること）

4･12 TIERS/タイヤ

「NOT FOR HIGHWAY USE」の表記のあるモトクロスタイヤやエンデューロタイヤの使用を禁止する。

4･13 ナビゲーション機器の装備

ナビゲーション機器、特にマップホルダーのハンドルバーブリッジへの取り付けを原則として禁止する。マップホルダーは走行中の視線の移動を少なくする為、可能な限り高い位置に取り付けることを強くすすめる。ハンドルバーブリッジにはハンドルバーパッドの装備を強くすすめる。同様にタンク上部へのナビゲーション機器の取り付けを原則として禁止する。転倒時に危険と考えられるナビゲーション機器の取り付けは大きく制限される。

ART.5 Group1 PRODUCTIONCLASS/グループ1 プロダクションクラス

Group1プロダクションクラスは、メーカーより引き渡された状態のまま、 いわゆるオリジナルでなければならない。 又、 これらはメーカーの商品カタログに記載された内容と同一であること。 商品カタログは車検時に車検員に提出しなければならない。 競技参加中はマーキング又は封印された1個のエンジンのみ使用することができる。 通常のメンテナンスで行うことや消耗やアクシデントでダメージを受けたパーツの交換、 修理及び5･2項で認められる以外のいかなる改造、 変更も行ってはならない。

5･1 Group1プロダクションクラスで禁止される改造(競技中の交換も禁止される)

A) ホモロゲーションを受けていないエンジン(エンジンはキャブレター、 オルタネーター、 スターター、 点火装置を含む)。 これはマーキング又は封印される。

B) フレームの補強や変更、 材質の変更。

C) 電気回路の変更、 バッテリーの位置の変更。

D) ホモロゲーションのデザインと異なるカウリング。

E) 5･2項で認められた以外のブレーキシステムの変更。
F) ホイールのタイプ(スポークやキャストなど)、ハブの変更。
G) ドライブスプロケットの歯のピッチ、チェーンのコマのピッチの変更。
H) キャブレター
I) フロントフォーク、リアスイングアーム及びそのリンケージシステム、ピボットの位置、材質。
J) エアクリーナーボックスはオリジナルの位置そのままであること。
K) エンジン、フロントフォーク、フレーム､これらのパーツは厳密に純正品(メーカーオリジナル)でなければならない。又、競技中の交換も禁止される。

5･2 Group1プロダクションクラスで認められる改造

A) 燃料タンクの変更、増設のタンクをシート後部に取り付けること。それに伴うフレーム後部への補強。
フレーム補強: フレーム後部(図-1参照)においてボルトオンによる補強。
B) 燃料ポンプ、燃料パイプの変更。ただし燃料パイプは摩擦による破損がないように対策が施されていること。
C) セカンダリートランスミッション
ピニオン、リングギアの変更、スプロケット歯数、チェーンの幅の変更。
D) 排気系、サイレンサーの変更。
E) ハンドルバー、グリップ、コントロールレバー、ケーブルの変更。
F) フロントサスペンションのスプリング、ダンピングオイルの変更。
G) リアサスペンションの変更。
H) ホイールリム、スポーク、ハブ(ただしハブは太いスポークに変更するための場合のみ)
I) 計器類の変更。ただし、スピードメーターとマップホルダーは必ず装備すること。
ナビゲーションアイテムへ電源を供給するための配線は認められる。
J) チューブ、タイヤ(4･12項で認める範囲)
K) マッドガード
L) シート、キャリア、エンジンガード、ブレーキガード、フォークプロテクター
M) ブレーキパッド、ブレーキライニング、ブレーキホース、ブレーキフルイド
N) エアクリーナーエレメントの変更。
O) キャブレターのジェット、スロットルバルブ、ニードルの変更。
P) 全てのネジ、ボルト、ナット
Q) カウリングの材質

5･3 WEIGHT OF PRODUCTION CLASS /プロダクションクラスの重量

カタログデータの重量を最低重量とする。

ART.6 Group2 SUPER PRODUCTION CLASS/グループ2 スーパープロダクションクラス

競技参加中はマーキング又は封印された1個のエンジンのみ使用できる。通常のメンテナンスで行うことや消耗やアクシデントでダメージを受けたパーツの交換、修理及び6･2項で認められる以外のいかなる改造、変更も行ってはならない。

6･1 Group2スーパープロダクションクラスで禁止される改造(競技中の交換も禁止される)

エンジン(クランクケース、シリンダー、シリンダーヘッド)はホモロゲーションにあるもの。マーキング又は封印される。

6･2 Group2スーパープロダクションクラスで認められる改造

スーパープロダクションクラスでは5･2項で許される改造、変更に加えて以下の事が許される。
A) フレーム補強
B) ハブの変更
C) ブレーキシステム、ディスク、キャリパーの数
D) キャブレター､インジェクターの変更

E)　イグニッションシステムの変更
F)　クラッチ、ギアボックスの変更
G)　クランクシャフト、ピストンアッセンブリーの変更
H)　電装系の変更
I)　カウリングの変更

6･3 WEIGHT OF SUPER PRODUCTION CLASS/スーパープロダクションクラスの重量

重量に制限はない。

ART.7　Group3　EXPERIMENTAL CLASS/グループ3　エクスペリメンタルクラス

エクスペリメンタルクラスは、ART6 スーパープロダクションクラスの制限を越えたものでART4の全項目を満たすものでなければならない。また登録の有無を問わず公道走行を目的として改造されていることが必要である。重量制限はない。

ART.8　NOISE CONTROL/騒音測定

車検時において全てのモーターサイクルの排気騒音を測定する。測定後のサイレンサーを交換することは禁止される。

8･1

計測のためのマイクロフォンの位置は排気管後端から50cmでかつ中心線から後方45°で排気管と同じ高さとする。ただし計測点が地面から20cmにない場合は、45°上方の点で計測を行う。

8･2　NOISE LIMITS/基準値

エンジン回転数5000r.p.m.又は最高出力回転数の75%の回転数において99dB/A以下であること。

図-1

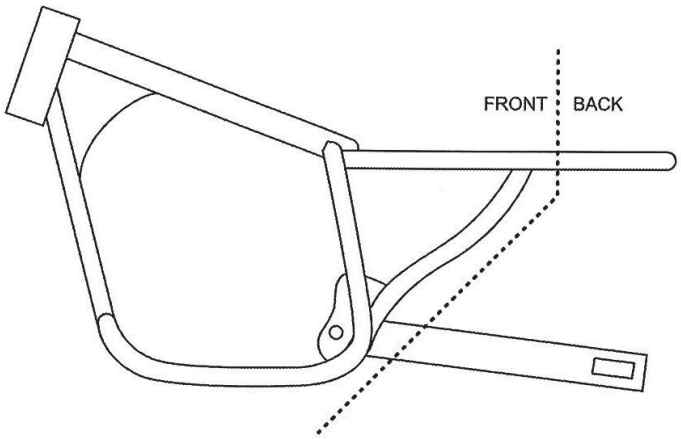

ENDURO / SIDECAR

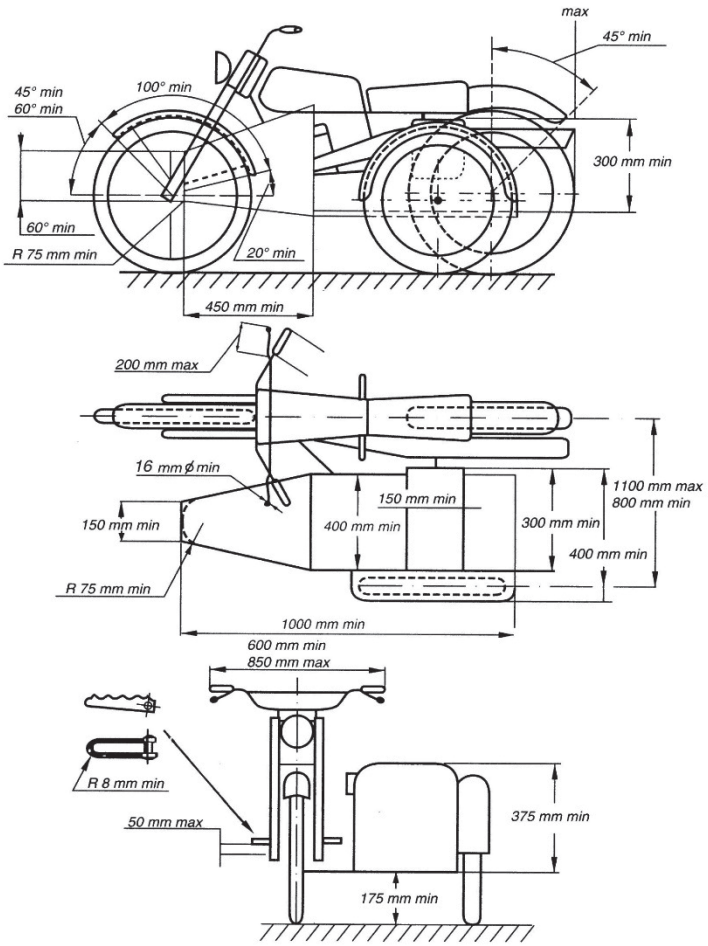

DIAGRAMME Q. QUAD RACER

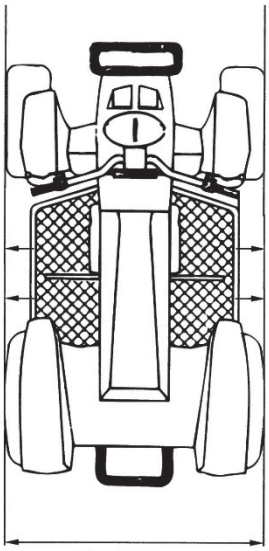

Max. 1300 mm.

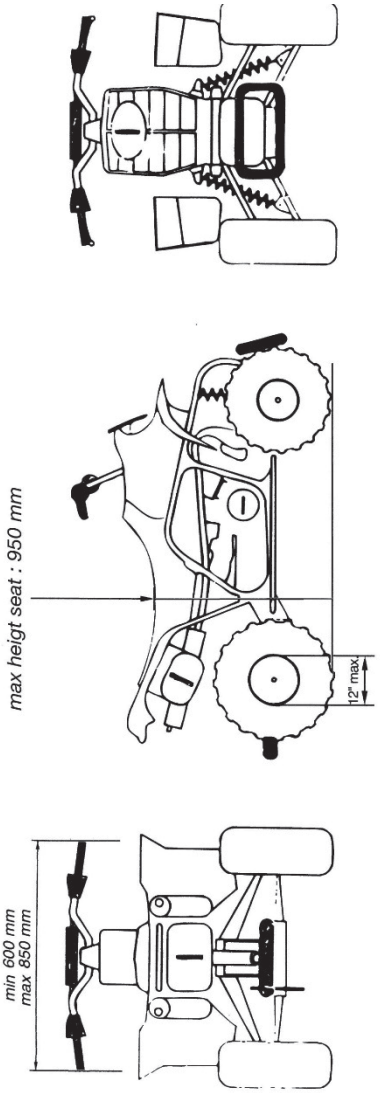

ハルヌールへ2024

SSER
ORGANISATION

SSER ORGANISATION
1992-4 MINAMIKATA TOON EHIME Pref 791-0301 JAPAN.
PHONE: +81.89.960.6905 FAX: +81.89.960.6906
SSER ORGANISATION / GLOBE COMPETIITON INC.